

大気汚染防止法第4条第1項に規定する上乗せ基準

大気汚染防止法	制定年月日	カドミウム及びその化合物		塩素		塩化水素		弗素、弗化水素及び弗化珪素				
		施設	排出基準	施設	排出基準	施設	排出基準	施設	排出基準			
	S45.12.25	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するもの並びに一四の項及び一五の項に掲げる施設	1.0mg/m ³	令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	30mg/m ³	令別表第一の一三の項に掲げる廃棄物焼却炉	700mg/m ³	令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	80mg/m ³	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの、二一の項に掲げる反応施設(過燐酸石灰又は重燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(燐酸肥料の製造の用に供するものを除く。)並びに二二の項及び二三の項に掲げる施設	10mg/m ³	令別表第一の二〇の項に掲げる電解炉
北海道	—											
青森県	—											
岩手県	—											
宮城県	—											
秋田県	S46.10.1	令別表第一の一四の項に掲げる施設	0.7							令別表第一の二二の項に掲げる施設	7.0	
山形県	—											
福島県	S50.3.17	令別表第一の十四の項に掲げる施設	0.15	令別表第一の十八の項及び十九の項に掲げる施設	16			令別表第一の十八の項及び十九の項に掲げる施設	50			
茨城県	H17.3.24							令別表第一の16の項から19の項までに掲げる施設	70	令別表第一の21の項から23の項までに掲げる施設	4.0	
栃木県	S47.10.14			令別表第一の5及び16から19の項までに掲げる施設	15			令別表第一の5及び16から19の項までに掲げる施設	40	令別表第一の9の項に掲げる施設のうちガラス、ガラス製品、れんが、タイル、かわら又は陶磁器製品の製造の用に供するもの及び令別表第一の20から23の項までに掲げる施設	0.84	
群馬県	S46.10.18			令別表第一の一九の項中欄に掲げる施設(温度が零度であつて圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの排出ガスの最大量が五〇〇立方メートル以上のものに限る。)	3					令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス製品、粘土かわら又はれんがの製造の用に供するもの	0.85	
埼玉県	S46.10.15					令別表第一の一三の項に掲げる施設	200(500kg/h以上) 500(500kg/h未満)	令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	40	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪(けい)弗(ふつ)化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの、二一の項に掲げる反応施設(過燐(りん)酸石灰又は重燐(りん)酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(燐(りん)酸肥料の製造の用に供するものを除く。)並びに二二の項及び二三の項に掲げる施設	2.5	令別表第一の二〇の項に掲げる電解炉
千葉県	S46.12.25	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するもの並びに同表一四の項及び同表一五の項に掲げる施設	0.5	令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	5			令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	10	令別表第一の四の項に掲げる溶解炉、同表五の項に掲げる溶解炉(アルミニウムの精錬又は鋳造の用に供するものに限る。)、同表九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪(けい)弗(ふつ)化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの及び石膏(こう)の製造の用に供する焼成炉、同表一の項に掲げる乾燥炉(石膏(こう)の製造の用に供するものに限る。)	2.5	令別表第一の二〇の項に掲げる電解炉
東京都	H12.12.22	すべてのカドミウム及びその化合物を発生する施設	1	すべての塩素を発生する施設	30					すべての弗ふつ素及びその化合物を発生する施設	9.0	
神奈川県	S46.10.15	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するもの並びに14の項及び15の項に掲げる施設	0.5	令別表第一の16の項から19の項までに掲げる施設	3.17(1ppm)			令別表第一の16の項から19の項までに掲げる施設	8(5ppm)	令別表第一の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪(けい)弗(ふつ)化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供する施設及び21の項から23の項までに掲げる施設	2.5(3ppm)	
新潟県	S46.12.22									令別表第一の21の項に掲げる反応施設(燐(りん)酸石灰又は重燐(りん)酸石灰の製造の用に供するものを除く。)	7	令別表第一の20の項に掲げる電解炉
富山県	S46.10.1	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するもの並びに14の項及び15の項に掲げる施設	0.15	令別表第一の16の項から19の項までに掲げる施設	15			令別表第一の16の項から19の項までに掲げる施設	32	(1) 大気令別表第一の5の項に掲げる施設のうちアルミニウムの再生の用に供するもの(弗ふつ素を含む融剤を使用するものに限る。) (2) 大気令別表第一の9の項に掲げる施設のうち次に掲げるもの ア ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪(けい)弗(ふつ)化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの イ 建設用粘土製品(陶磁器製のものを除く。)の製造の用に供するもの(連続炉に限る。) ウ 石膏(こう)又は石膏(こう)製品の製造(原料として燐(りん)鉱石を使用するものに限る。)の用に供するもの (3) 大気令別表第一の11の項に掲げる施設のうち石膏(こう)又は石膏(こう)製品の製造(原料として燐(りん)鉱石を使用するものに限る。)の用に供するもの (4) 大気令別表第一の12の項に掲げる施設(弗ふつ素を含む融剤を使用するものに限る。) (6) 大気令別表第一の22の項及び23の項に掲げる施設	5.0	大気令別表第一の20の項に掲げる電解炉
石川県												
福井県												
山梨県												
長野県												
岐阜県												
静岡県												
愛知県	S48.3.30											
三重県	S46.12.24			令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	15			令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	40	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪(けい)弗(ふつ)化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの、二一の項に掲げる反応施設(過燐(りん)酸石灰又は重燐(りん)酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(燐(りん)酸肥料の製造の用に供するものを除く。)並びに二二の項及び二三の項に掲げる施設	2.5	
滋賀県	S47.12.21	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するもの並びに14の項および15の項に掲げる施設	0.5	令別表第一の16の項から19の項までに掲げる施設	15			令別表第一の16の項から19の項までに掲げる施設	40	令別表第一の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪(けい)弗(ふつ)化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの、21の項に掲げる反応施設(過燐酸石灰又は重燐酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設および溶解炉(燐酸肥料の製造の用に供するものを除く。)並びに22の項および23の項に掲げる施設	3.0	
京都府												
大阪府												
兵庫県	S48.3.31	令別表第一の14の項に掲げる施設	0.3	令別表第一の16の項から19の項までに掲げる施設	10			令別表第一の16の項から19の項までに掲げる施設	20			
奈良県	S46.12.21											
和歌山県												
鳥取県												
島根県												
岡山県	S46.12.21											
広島県												
山口県												
徳島県	H17.3.30			令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	20			令別表第一の一六の項から一九の項までに掲げる施設	50			
香川県												
愛媛県	S44.10.11			(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 (2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽(そう) (3) 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉 (4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩化水素ガスを使用するものに限る。)(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	20			(1) 塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設 (2) 塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽(そう) (3) 活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉 (4) 化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩化水素ガスを使用するものに限る。)(1)から(3)までに掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	50	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉のうち、ガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪(けい)弗(ふつ)化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの、燐(りん)酸、燐(りん)酸肥料又は複合肥料の製造(原料として燐(りん)鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設(過燐(りん)酸石灰又は重燐(りん)酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設及び溶解炉(燐(りん)酸肥料の製造の用に供するものを除く。)	8.0	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉(弗(ふつ)素、弗(ふつ)化水素又は弗(ふつ)化珪(けい)素が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出されるものに限る。)
高知県												
福岡県												
佐賀県												
長崎県												
熊本県												
大分県												
宮崎県												
鹿児島県												
沖縄県												

大気汚染防止法	弗素、弗化水素及び弗化珪素						鉛及びその化合物						ばいじん	備考
	排出基準	施設	排出基準	施設	排出基準	施設	排出基準	施設	排出基準	施設	排出基準			
	1.0(3.0)mg/m ³ ※()内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出から排出される場合の当該排出出口における有害物質の量である。	令別表第一の二の項に掲げる反応施設(過燐酸石灰又は重燐酸石灰の製造の用に供するものに限る。)及び溶解炉のうち電気炉(燐酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	15mg/m ³	令別表第一の二の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉(燐酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	20mg/m ³	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供するもの	20mg/m ³	別表第一の一四の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに二四の項から二六の項までに掲げる施設	10mg/m ³	令別表第一の一四の項に掲げる焼結炉及び溶鋸炉	30mg/m ³			
北海道														
青森県														
岩手県														
宮城県														
秋田県								令別表第一の一四の項に掲げる施設	7.0	令別表第一の一四の項に掲げる施設	7.0			
山形県														
福島県		令別表第一の二十一の項に掲げる反応施設(過燐りん酸石灰又は重燐りん酸石灰の製造の用に供するものに限る。)並びに焼成炉並びに溶解炉のうち電気炉及び平炉(燐りん酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	10.0	令別表第一の二十一の項に掲げる反応施設(過燐りん酸石灰又は重燐りん酸石灰の製造の用に供するものに限る。)並びに焼成炉並びに溶解炉のうち電気炉及び平炉(燐りん酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	10.0	大気令別表第一の十四の項に掲げる施設		1.5	大気令別表第一の十四の項に掲げる施設		1.5		地域指定	
茨城県														
栃木県													鹿嶋市及び神栖市の全域	
群馬県														
埼玉県	1.0(2.5)	令別表第一の二の項に掲げる反応施設(過燐(りん)酸石灰又は重燐(りん)酸石灰の製造の用に供するものに限る。)及び溶解炉のうち電気炉(燐(りん)酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	2.5	令別表第一の二の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉(燐(りん)酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	2.5									
千葉県	(2.5)	令別表第一の21の項に掲げる施設	2.5	令別表第一の21の項に掲げる施設	2.5	令別表第一の九の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供するもの			10				ばいじん 地域指定	
東京都														
神奈川県		令別表第一の21の項に掲げる施設	2.5(3ppm)	令別表第一の21の項に掲げる施設	2.5(3ppm)	令別表第一の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供する施設			10	別表第一の一四の項に掲げる焼結炉・溶鋸炉		10		
新潟県	0.7(2.0)	令別表第一の21の項に掲げる反応施設(過燐りん酸石灰又は重燐りん酸石灰の製造の用に供するものに限る。)及び溶解炉のうち電気炉(燐りん酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	10											
富山県	(2.5)	大気令別表第一の21の項に掲げる施設(燐りん酸肥料の製造の用に供する溶解炉にあつては、電気炉及び平炉に限る。)	5.0	大気令別表第一の21の項に掲げる施設(燐りん酸肥料の製造の用に供する溶解炉にあつては、電気炉及び平炉に限る。)	5.0									
石川県														
福井県														
山梨県														
長野県														
岐阜県														
静岡県														
愛知県													ばいじん	
三重県		令別表第一の二の項に掲げる反応施設(過燐(りん)酸石灰又は重燐(りん)酸石灰の製造の用に供するものに限る。)及び溶解炉のうち電気炉(燐(りん)酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	3.8	令別表第一の二の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉(燐(りん)酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	5								ばいじん 地域指定	
滋賀県		令別表第一の21の項に掲げる反応施設(過燐酸石灰又は重燐酸石灰の製造の用に供するものに限る。)および溶解炉のうち電気炉(燐酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	3.0	令別表第一の21の項に掲げる焼成炉および溶解炉のうち平炉(燐酸肥料の製造の用に供するものに限る。)	3.0	令別表第一の9の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供するもの			7.0	令別表第一の14の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉および乾燥炉ならびに二四の項から二六の項までに掲げる施設	3.0	令別表第一の14の項に掲げる焼結炉および溶鋸炉	10	
京都府														
大阪府														
兵庫県		令別表第一の21の項に掲げる反応施設(過燐(りん)酸石灰又は重燐(りん)酸石灰の製造の用に供するものに限る。)	2.5							令別表第一の14の項に掲げる施設	5.0	令別表第一の14の項に掲げる施設	5.0	
奈良県													ばいじん	
和歌山県														
鳥取県														
島根県														
岡山県													ばいじん	
広島県														
山口県														
徳島県													地域指定	
香川県														
愛媛県	(1.0)												地域指定	
高知県														
福岡県														
佐賀県														
長崎県														
熊本県														
大分県														
宮崎県														
鹿児島県														
沖縄県														